

有償貸出基本約款

第1条（総則）

測量機器等（以下「有償貸出物件」という）有償貸出基本約款（以下「本約款」という）は、賃借人を甲、貸貸人を乙として、双方の契約関係について、その基本事項を定める。

第2条（本約款の個別契約への適用）

本約款は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、本約款に基づき、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第3条（個別契約）

甲は、物件名、数量、有償貸出期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。

2. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
3. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえで決定する。

第4条（有償貸出料）

甲は、乙に対して別途甲乙間で合意された支払い条件にて有償貸出料を支払う。

第5条（有償貸出期間）

有償貸出期間は、原則として有償貸出物件が甲の指定場所に到着した日より、乙の指定場所へ返還するために発送する日までとする。

2. 個別契約に定める有償貸出期間の延長については、乙の承認を求めるものとする。

第6条（物件の検収）

甲は、有償貸出物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量等について検収をし、有償貸出物件に瑕疵がないことを確認する。もし、有償貸出物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合には、有償貸出物件受領日翌営業日午後3時まで乙に連絡する。乙は、甲の連絡を受けたときは、その責任において速やかに有償貸出物件を修理するか、又は代替の有償貸出物件を引渡す。

第7条（有償貸出物件の保守管理）

甲は、有償貸出物件について、善良なる管理者としての注意義務をもって保管するとともに、関連法令を遵守し、有償貸出物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

2. 乙の責に帰する理由により有償貸出物件の故障・破損等が発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、又は代替の有償貸出物件を引渡す。

第8条（有償貸出物件の検査）

乙は、有償貸出物件の使用場所において、その使用並びに保管の状況を検査することができる。

第9条（免責事項）

天災地変、電力制限、輸送機関の事故、争議行為、仕入先の債務不履行その他乙の責に帰することのできない事由により、有償貸出物件の引渡しが遅れ、又は引渡し不能となった場合、乙はその責を負わないものとする。

2. 甲の有償貸出物件の使用、保管に起因して、甲及び第三者に損害が生じた場合についても、甲の責任において処理し、この場合乙はその責任を負わないものとする。

3. 個々の取引における有償貸出物件の有償貸出に関し、乙の責に帰すべき事由その他の事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負担する場合の責任は、甲が被った直接損害に限り、かつ、個別契約における有償貸出料相当額を上限とする。なお、有償貸出物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接被害、特別損害、結果的損害（工事の遅れや工事着手待ち等による逸失利益、機会損失、損害の拡大等をいう）については、乙はその責任を負わないものとする。

第10条（禁止事項）

甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

- (1) 有償貸出物件に、新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又既に付着しているものを取り外すこと。
- (2) 有償貸出物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
- (3) 有償貸出物件を本来の用途以外に使用すること。
- (4) 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、若しくは承継させ、又は物件を第三者に転貸すること。このような事実が確認された場合、甲は乙に損害賠償金を支払うものとする。
- (5) 有償貸出物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
- (6) 有償貸出物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第11条（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方に速やかに連絡するとともに、書面でも通知する。

- (1) 甲は、有償貸出物件について盗難・滅失あるいは毀損等が生じたとき。
- (2) 住所を移転したとき。
- (3) 代表者を変更したとき。
- (4) 事業の内容に重要な変更があったとき。
- (5) 有償貸出物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき。

第12条（有償貸出物件の返還）

個別契約期間満了時又は第15条（契約の解除）に定める解除により終了したときは、甲はただちに有償貸出物件を個別契約で定める場所へ返還しなければならない。

2. 乙は、有償貸出物件の返還を受けると同時に甲に対し受領証を交付する。
3. 有償貸出物件の返還に伴う輸送費、及びその他返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
4. 有償貸出物件の返還は、乙の検収をもって有効とする。
5. 甲が第1項の定めを違反し乙に損害が発生した場合、乙は甲に対し、被った損害の賠償を請求することができる。
6. 甲は、天災地変、不可抗力その他甲乙いずれの責にも帰することができない事由により個別契約の期間満了までに、乙に有償貸出物件を返還することができない場合には、乙に生じる損害についての責を負わない。
7. 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権又は同時履行抗弁権を行使しない。
8. 物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合は、甲はそのデータを消去して乙に返還するものとし、返還後の物件にデータが残存する場合、残存するデータの消失又は漏洩等に起因して甲その他第三者に生じた損害に関して、乙は一切責任を負わないものとする。
9. 甲が乙に物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、期限の翌日から返還発送完了日までにつき、甲は乙に遅延損害金を支払うものとする。

第13条（物件についての損害補償）

有償貸出物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。

第14条（損害賠償責任）

甲の有償貸出物件の保管・使用に起因して（ただし、乙の整備不良等乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害を発生させた場合は、甲の責任において速やかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

第15条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要することなく、本約款及び個別契約の全部又は一部をただちに、将来に向かって解除（以下、単に「解除」という）することができる。

- (1) 本約款又は個別契約の定めに違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内にこれを是正・改善しないとき。
 - (2) 甲が有償貸出料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき。
 - (3) 自ら振出し又は引き受けた手形もしくは小切手が不渡となったとき、又は支払不能もしくは支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、もしくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき。
 - (5) 甲が有償貸出物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき。
 - (6) 解散、死亡もしくは制限能力者となり、又は住所・居所が不明となったとき。
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき。
 - (8) 個別契約の履行に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に反する行為等）があったとき。
- 2 甲又は乙が前項各号のいずれかに該当したことにより本約款又は個別契約の全部又は一部を解除された場合には、相手方に対する一切の債務について、通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、ただちに相手方に弁済しなければならない。

第16条（契約解除の処置）

甲が前条第1項各号のいずれかに該当したことにより本約款又は個別契約の全部又は一部が解除された場合には、甲は、ただちに有償貸出物件を個別契約で定める場所へ返還しなければならない。

2. 甲がただちに有償貸出物件の返還をしない場合、乙が任意に有償貸出物件を回収することを、あらかじめ甲は承諾し、乙にこれを委任する。これにより、乙は、有償貸出物件の保管場所に立ち入り、有償貸出物件の占有を回収し、これを搬出することができるものとする。なお、回収に掛かる費用は甲の負担とし、また、回収に際して、乙が損害を被った場合は、甲に対するその賠償を請求することができる。
3. 甲は、有償貸出物件返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。

第17条（解約損害金）

第3条（個別契約）の定めにより契約が成立した後、甲が当該個別契約の解約を申し出た場合、甲は乙に解約損害金を支払うものとする。

第18条（環境汚染物質下での使用禁止）

甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で有償貸出物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りではない。

2. 有償貸出物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第19条（秘密の保持）

甲及び乙は、本約款及び個別契約の履行に伴い知り得た相手方の営業上の一切の秘密情報を、契約有効期間中はもとより契約終了後といえども、相手方の承諾を得ることなく他に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、自己の使用人その他関係者に対しても、自己と同等の義務を課し、秘密情報の漏洩防止に努めなければならない。

第20条（表明保証）

甲及び乙は、相手方に対し、本約款締結時において、自己又はその使用人、親会社、子会社その他関係会社が暴力団、暴力団員、暴力団関係業者・団体又はその関係者その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、これを保証する。

2. 甲及び乙は、相手方に対し、本約款及び個別契約に関して、暴力的要求行為や合理的範囲を超える負担要求をしないこと、脅迫的言辞又は暴力行為を用いないこと、あるいは、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又はその業務を妨害しないことを誓約し、これを保証する。

第21条（訴訟管轄）

本約款及び個別契約に基づく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とする。

第22条（補足）

本約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実・互譲協調の精神に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ処理・決定する。

（以下余白）